



6. 8. -6 指令建総第202号

普通河川道路等工作物設置及び占用許可証

島根県雲南市三刀屋町三刀屋 124-2

雲南警察署長 春日 公夫 様

令和6年7月25日付けで申請のあった普通河川道路等の占用行為については、雲南市普通河川道路等管理条例（平成16年 条例第281号）第4条の規定により、下記のとおり許可します。

令和6年8月6日

雲 南 市

建設部長 小村 利之



記

1. 許可の内容

- (1) 普通河川道路名 赤道、青水
- (2) 占用の場所 雲南市木次町寺領 499-2 先
- (3) 行為の目的 スロープ設置のため
- (4) 占用の期間 令和6年8月6日 から 令和11年3月31日 まで
- (5) 工事の方法 —
- (6) 工事の期間 すでに設置済み（設置時期不明）
- (7) 占用物件及び占用の面積

名 称	構 造	数 量
スロープ	申請書及び添付図記載のとおり	6.2 m ²

- (8) 占用料 雲南市普通河川道路等管理条例第13条第2項の規定により免除とする
- (9) 占用料金の納入方法及び納入期限 該当なし

2. 許可の条件

裏面条件書記載のとおり

条 件 書

1. この占用にあたって、利害関係を有する第三者の同意を要する場合は、着手前に申請者の責任において、必要な手続きを図り関係者の承諾を得ること。（隣接境界確定、水利関係者同意、地下埋設物協議等）
2. この占用に起因して生じたと認められる障害については、許可を受けた者が自費で早急に復旧し、又はこれに代わるべき施設をすること。
3. この占用によって損失を受ける者があるときは、その当事者の間で協議し、許可を受けた者がその損失を補償すること。
4. 工事に着手しようとする場合及び工事が完了したときは、雲南市長（以下「市長」という。）に届け出て、その指示を受けなければならない。
5. 占用期間中、雲南市普通河川道路等管理条例その他の法令に違反したり、許可条件を遵守しなかった場合には、許可内容若しくは許可条件を変更し、又は許可を取り消すことがある。
6. 許可を受けた者は、その許可が取り消されたときは市長の指示に従い、速やかに当該箇所を原形に復旧すること。
7. この許可又はこの許可に基づく処分による義務履行のために要する経費は、すべて許可を受けた者が負担すること。
8. この許可によって得た権利は、他人に譲渡し、又は貸与することはできない。ただし、やむを得ない事情を生じ、市長に申請し、許可を受けた場合はこの限りではない。
- ~~9. 許可を受けた者の負担において、普通河川道路等の境界にコンタリート標柱を設置すること。~~
10. この工事により第三者に損害を与え又は紛争を生じた場合には、許可を取り消すことがある。
11. 工事期間中の道路清掃を適宜実施すること。又、工事完了後の占用物件の清掃、破損修繕等の日常維持管理を占用者の責任において実施すること。
12. 占用物件を廃止する際は、すみやかに廃止届けを提出すること。又、占用廃止後、普通河川道路等の機能低下が生じない必要な対策を講じ、機能復旧をはかること。

令和 6 年 7 月 8 日

雲南市長 様

申請人 住所 雲南市三刀屋町三刀屋 1 2 4 - 2
氏名 雲南警察署長 春日公夫

工作物設置、改築、除却及び普通河川、道路占用許可申請書

下記のとおり工作物設置、改築、除却及び占用の許可を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

- 1 普通河川、道路名 赤道、青水
- 2 行為の場所 雲南市木次町寺領 4 9 9 - 2 先
- 3 行為の目的 進入路のため
- 4 行為の方法 スロープ設置
- 5 工事の期間 設置時期不明(すでに設置済みのため。)
- 6 占用する場合はその面積及び期間 6.2平方メートル
- 7 その他参考事項 木次町寺領 4 9 9 - 2 の地積測量をしたところ、青水及び赤道に工作物が越境していることが判明したものを。

備考

関係書類(位置図、平面図、横断図、縦断図、構造図、求積図、土地台帳照合図、設計書、計画説明書)

